

社会起業家連携・先進行政コンソーシアム推進事務局運營業務委託仕様書（案）

1 目的

山梨県が設立した産官学等の協働組織体「富士五湖自然首都圏フォーラム」（以下「フォーラム」という。）では、社会起業家や社会的企業（以下「社会起業家等」という。）との連携により地域課題がビジネスチャンスとなる仕組みの構築を目指し、令和6年8月に国際コンソーシアム「社会起業家連携・先進行政コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）を設置した。令和7年3月には、県内外の多様なセクター・立場の主体に向けてコンソーシアムの活動内容を広く発信するシンポジウムを開催したところである。

本事業においては、国内外で活動する社会起業家等に向けてより強力に情報発信を行い、これらの社会起業家等をコンソーシアムへ呼び込み、コンソーシアムの活動を活性化させるとともに、一般社団法人やまなしソーシャルイノベーションセンター等の本県の様々な支援施策との連携の促進を図り、本県の抱える地域課題の解決を目指す新たな活動の展開を推進することを目的とする。

2 委託業務名称

社会起業家連携・先進行政コンソーシアム推進事務局運營業務委託

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託業務内容

受託事業者は、委託者と協議の上、次の項目について業務を実施すること。

(1) コンソーシアムのブランディング及び国内外への情報発信

ア コンソーシアムのブランディング

- ① コンソーシアムの目指すべきビジョンを明確化し、ビジョンに基づいた活動計画を策定すること。
- ② 策定に当たっては、県の各種の施策との関係での戦略的な位置付けや、活動拡大の方向性の検討を行うこと。

イ コンソーシアムの活動の国内外への情報発信

- ① コンソーシアムの活動に求心力を持たせる取組を実施するとともに、コンソーシアムのブランディング方針に基づき、コンソーシアムの活動を国内外に向けて効果的に発信すること。

- ② 社会起業家等に向けて広く情報発信を行うため、インターネット上の各種媒体、SNS等のコミュニケーションツールを積極的に活用すること。

(2) コンソーシアムにおける連携促進とコミュニティ形成支援

- ア 県内の社会起業家等のみならず、県外及び国外の社会起業家等からなるコミュニティを充実させ、コンソーシアムの活動を活性化させるために、これらの者を積極的に巻き込み、コンソーシアムへの参画を促進すること。
- イ コンソーシアムの活動に関係する社会起業家等について、交流プログラム、ワークショップ等（オンラインでの実施によるものを含む。）を実施することにより、コミュニティ内の連携を強化すること。
- ウ 既存のマッチングプラットフォームの活用等により、社会起業家と行政、地域企業その他の団体が連携して地域課題解決に取り組むための仕組みを継続、発展させること。
- エ 本事業終了後も県内で事業を継続・発展させるような仕組みづくりに留意すること。

(3) 社会課題の解決に資するビジネスアイデアの掘り起こし

- ア 県内をフィールドとするビジネスアイデアであって、県の抱える社会課題の解決に資するものの掘り起こしを行う。
- イ 上記に当たっては、受託者の有する社会起業家等とのネットワークを活用し、次に留意して掘り起こしを行うこと。
 - ① 県内に限らず、広く国内外の社会起業家等を対象とすること。
 - ② 必要に応じて社会起業家等とのマッチングを実施する等の方法により、より優れたビジネスアイデアが生み出されるよう努めること。
- ウ 県の社会課題を例示すると次のとおりであるが、他に想定される社会課題を提案することは差し支えない。

(例) 交通弱者対策 地域公共交通の利用減少に伴うサービスレベル低下等による高齢者等の交通弱者における生活交通手段の維持確保
- エ 掘り起こしを行ったビジネスアイデアについて、社会起業家等が一般社団法人やまなしソーシャルイノベーションセンター、新事業共創プラットフォーム等既存の支援基盤を効果的に利用できるよう、必要な支援を行う。

(4) その他自由提案

(1)から(3)までに掲げるほか、国内外で活動する社会起業家等に向けたより強力な情報発信に係る提案がある場合には、自由に提案して差し支えない。

6 支払条件等

(1) 支払基準及び支払額

本事業に係る委託料は、固定費及び成果連動費によって構成され、このうち成果連動費については次に掲げるものとし、成果指標の達成状況に応じて、下記の方法により算定する。なお、具体的な支払条件等については、受託者からの企画提案公募の際の提案を基本として、県と協議の上で決定する。

成果連動費の対象	成果指標
社会課題の解決に資するビジネスアイデアの掘り起こし	<ul style="list-style-type: none">・ 県の抱える社会課題の解決に資する具体的なビジネスアイデアの掘り起こしを行うこと。・ 一般社団法人やまなしソーシャルイノベーションセンター等の支援基盤の利用につなげること。・ 500,000円/案件

(2) 検査

県は受託者から提出された資料等を確認し、業務の完了を確認するための検査を行う。

(3) 支払

受託者は、検査に合格した時は、業務委託料を請求することができ、県は、受注者からの請求書を受領した後、受領した請求書に係る金額を支払うものとする。

7 成果品

本業務に関する成果品は次のとおりとし、詳細は契約時に県と協議の上決定する。

(1) 業務実績報告書

本委託業務で作成した全ての資料（図表、打合せ資料等を含む）や活動記録を整理し、業務実績報告書としてとりまとめること

ア 原本の提出

A4判ファイル綴じ、フルカラー、片面又は両面印刷（A3判の折込可）

イ 電子データの提出

Windows 対応の電子媒体（CD-R 等）に格納する。データは基本的に編集可能な形式（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint 等）及び印刷可能な解像度の PDF 形式で納入すること。

ウ その他委託者が指示するもの（別途指示）

(2) 納期

令和 8 年 3 月 3 1 日

8 著作権及び使用料等

- (1) 本事業における企画、映像等の一切の著作権料及び使用料等については、全て委託費に含むものとする。本事業における成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利を含む。）については、委託者に帰属するものとする。
- (2) 本事業終了後においても委託者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作権人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
- (3) 成果品については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- (4) 成果品に使用される全てのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- (5) 成果品が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は委託者に生じた損害を賠償しなければならない。

9 特記事項

- (1) 関係機関等との協議結果などにより仕様が変更になった場合は、臨機応変に対応すること。
- (2) 本業務を遂行するに当たり、委託者と受託者は、必要に応じて協議を実施する。なお、受託者は打合せ記録簿を作成し、委託者の承認を受けて提出するものとする。

10 留意事項

- (1) 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

- (3) 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「社会起業家連携・先進行政コンソーシアム推進業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心掛けなければならない。
- (5) 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については委託者に帰属する。
- (6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (7) 委託業務の実施にあたっては、随時、委託者へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。
- (8) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、事前に委託者の承諾を得るものとする。

1 1 その他

本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議の上、委託者の指示に従うものとする。